

# 県産米「彩のきずな」PR活動等委託業務 仕様書

この仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が実施する「県産米『彩のきずな』PR活動等委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## I 業務の概要

### 1 目的

県育成オリジナル品種「彩のきずな」について、県内の幅広い世代を対象としたプロモーション活動を展開することで、県産米全体のイメージ向上と販売拡大を図る。また、県民が参加できるようなイベントやコンテスト等の企画なども併せて行う。なお、「彩のきずな」PR活動等に係る基本的なコンセプトは以下のとおりとする。

- ・“消費者と生産者の絆を結んでほしい”という「彩のきずな」の名前の由来を最大限に活かせるような活動内容とする。
- ・昨年度に商標登録された「彩のきずな」統一デザインについて、誰もが「彩のきずな」と認識できるようなイメージ定着を図る。

### 2 委託業務期間

契約締結日から令和2年3月6日（金）まで

### 3 委託契約の履行方法

企画提案型方式の入札（プロポーザル）による随意契約とする。

### 4 委託業務内容

#### (1) 販促グッズを利用したキャンペーン等の実施

「彩のきずな」販売店舗やイベント会場等での販促グッズを活用したキャンペーン、飲食店での「彩のきずな」使用の働きかけ

- ・販促グッズとして、トートバッグ500枚を県が提供する。
- ・過去のイベント（昨年度実施）を参考。（詳細は別紙1のとおり。）

#### (2) 県民参加型のプロモーション活動の実施

一方的な情報提供ではなく、消費者や生産者からも情報発信ができるようなSNS媒体を利用した仕組みの構築

例)・「彩のきずな」の名称やストーリー（「きずな（絆）」や「奇跡の一株」）にちなんだコンテスト等の実施

※「奇跡の一株」のストーリーについては以下の「彩のきずな」特設HPを参照してください。<https://www.sainokizuna.com>

#### (3) 「彩のきずな」を利用したレシピコンテストの実施

- ・県内在住の子供から大人まで、幅広い層から募集する。
- ・受託者は、コンテストの内容を企画し、参加者の募集や優秀作品の選定等を行う。表彰式については、別途県が指示する。

※過去のレシピコンテストについては、以下を参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0904/komemugidaizu/rice-recipe.html>

・埼玉県米消費拡大推進連絡協議会と連携を図るものとする。

(埼玉県米消費拡大推進連絡協議会の詳細は別紙2のとおり。)

(4) 「彩のきずな」特設HP (<https://www.sainokizuna.com>) の管理・運営

より見やすくなるようなレイアウトの見直しや、定期的な情報発信

(5) 活動計画書及び報告書の作成等

受託者は委託者と協議の上、次のように活動計画書及び報告書（提出部数：10部）を作成し、併せて制作物及び電子データ（CD-ROM 等による）を併せて提出することとする。

① 年度当初（契約直後）

県と協議の上、年間活動計画書を作成・提出する。

② 年度末

最終的な実績報告を、3月6日（金）までに提出する。

## II 契約に関する条件

### 1 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### 2 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

### 3 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### 4 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年埼玉県規則第73号）を遵守しなければならない。

### 5 委託者への協力等

受託者は、本仕様書にない事項であっても、本委託目的を達成するために必要な業務等があれば、県に対して積極的に提言することとする。また、受託者は、必要があれば、県の依頼に応じて委託業務に関する会議や打合せ等に参加するものとする。

### 6 その他

本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義のある事項が生じた場合、及び他の機関等に協力を求める業務を実施する場合は、その都度県と協議するものとする。